

令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画			
第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
(序文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条の規定により、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。	(序文) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第30条の規定により、独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という。)の令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。		—
1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 ＜法人の使命＞ 機構は、独立行政法人国立高等専門学校機構法(以下「機構法」という。)別表に掲げる国立高等専門学校を設置すること等により、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成するとともに、我が国の高等教育の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的としている(機構法第3条)。 中学校卒業後の早期に5年一貫の工学分野を中心とした専門的・実践的な技術者教育を行い、地域の国立高等専門学校を通して、教育の高度化・国際化を推進するとともに、地域の産業を支える人材を輩出し、もって我が国社会の発展に寄与することが求められる。 ＜法人の現状・課題＞ 全国に51の国立高等専門学校を設置する法人として、これまでも、国立高等専門学校は、ものづくりなど専門的な技術に興味や関心を持つ学生に対し、中学校卒業後の早い段階から、高度な専門知識を持つ教員によって、座学に加えて、実験・実習・実技等の体験的な学習を重視したきめ細やかな教育指導を行うことにより、産業界に創造力ある実践的技術者を継続的に送り出し、我が国のものづくり基盤の確立に大きな役割を担ってきた。専攻科においては、特定の専門領域におけるより高度な知識・素養を身につけた実践的技術者の育成を行ってきた。 学生の進路は、就職希望者の就職率はほぼ100%であり、本科卒業生の約6割が就職、約4割はより高度な知識と技術を修得するために専攻科進学又は大学へ編入学するなど、多様である。 さらに、「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」は、モンゴル、タイ、ベトナムをはじめ、アジア諸国を中心に高い評価を得ており、導入のニーズがある。 このように国立高等専門学校にさまざまな役割が期待される中、我が国の産業界を支える技術者を育成するという使命に基づき、15歳人口の減少という状況の下で、アドミッションポリシーを踏まえた多様かつ優れた入学者を確保することが重要であり、高等専門学校の特性や魅力発信を継続して行っているものの、入学志願倍率は減少傾向にある。5年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係の構築などに加え、社会・地域ニーズ等を踏まえた特色ある教育を行い、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視野を持ち、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成することにより、国立高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかなければならない。これらについて、機構がイニシアティブを取り、各高等専門学校におけるマネジメントの効率	(基本方針) 機構が設置する国立高等専門学校は、我が国の産業界を支える技術者を育成するという使命に基づき、15歳人口の減少という状況の下で、アドミッションポリシーを踏まえた多様かつ優れた入学者を確保し、5年一貫のゆとりある教育環境や寮生活を含めた豊かな人間関係の構築などを基礎として、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視野を持ち、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成することにより、国立高等専門学校の本来の魅力を一層高めていかなければならない。 加えて、これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における技術相談や共同研究など地域や産業界との連携に引き続き取り組む必要がある。また、Society 5.0で実現する、社会・経済構造の変化、技術の高度化、社会・産業・地域ニーズの変化等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って高等専門学校教育の高度化・国際化を進め、社会の諸課題に自律的に立ち向かう人材育成に取り組む必要がある。 こうした認識のもと、各国立高等専門学校が有する強み・特色をいかしつつ、法人本部がガバナンスの強化を図ることにより、我が国が誇る高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化することを基本方針とし、中期目標を達成するための中期計画を以下のとおりとする。	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条の規定により、令和6年3月25日付け5文科高第2180号で認可を受けた独立行政法人国立高等専門学校機構(以下「機構」という)の中期目標を達成するための計画(中期計画)に基づき、令和8年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。	—

第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
＜法人を取り巻く環境の変化＞ 「教育振興基本計画」(令和5年6月16日閣議決定)においては、「Society 5.0(超スマート社会)等の社会変革に対応するため、社会的要請が高いデジタル、数理・データサイエンス・AI、ロボット、半導体等の分野における実践的・創造的技術者を養成することを目指し、アントレプレナーシップ教育の充実、大学との共同教育プログラムの構築や、「社会実装教育」、「地域への貢献」、「国際化の推進」を軸に、各高等専門学校の強み・特色の伸長を図る等、高等専門学校教育の高度化を推進する。」とされている。 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定)においては、「高等専門学校のシーズを地域の大学や地元企業が活用できるようにすることで、地域課題の解決や地域産業の持続的成長を推進するとともに、高等専門学校を高度化することで、それらを担う人材を育成する。」とされている。大学や企業と連携し、地域課題を解決するとともに、地域特性に応じたカリキュラムの構築等を行うことにより、地域に必要な高度人材を高等専門学校から育てていくことが可能となり、ひいては地域産業の持続的成長に寄与するものと考えられる。また、デジタル人材育成等のニーズに対応したカリキュラムの構築を行い、全国の高等専門学校に普及させるなど社会の期待に応じた高等教育の充実を図ることにより、Society 5.0(超スマート社会)等の社会変革に対応できる人材を育成していくことで、高等専門学校が社会に求められ、少子化の状況下においても、持続的に発展できる学校運営を行っていくことが重要である。 加えて、新型コロナウイルス 感染症の経験から得られた教育手法等を活用するとともに、世界的に評価されている日本型高等専門学校教育制度」の海外への導入支援が求められている。 これらの政策的な状況から、これまで蓄積してきた知的資産や技術的成果をもとに、生産現場における技術相談や共同研究など地域や産業界との連携に、引き続き取り組みつつ、Society 5.0で実現する、社会・経済構造の変化、技術の高度化、デジタル人材育成等の社会・産業・地域ニーズの変化等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って高等専門学校教育の高度化・国際化を進め、社会の諸課題に自律的に立ち向かう人材育成に取り組む必要がある。こうした認識のもと、各国立高等専門学校が有する強み・特色を活かしつつ、法人本部においてガバナンスの強化を図ることにより、我が国が誇る高等教育機関としての国立高等専門学校固有の機能を充実強化するため、機構の中期目標を以下のとおりとする。 (別添)政策体系図、使命等と目標との関係			—
2. 中期目標期間 中期目標期間は、令和6年(2024年)4月1日から令和11年(2029年)3月31日までの5年間とする。			—
3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	—
3.1 教育に関する目標 実験・実習・実技を通して早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解・習得させるという特色ある教育課程を通し、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていくことのできる技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、リベラルアーツ、さらには生涯にわたって学ぶ力を確実に身に付けさせることができるように、以下の観点に基づき国立高等専門学校の教育実施体制を整備し、実践的・創造的な技術者を育成する。	1.1 教育に関する事項 機構が設置する国立高等専門学校において、別表に掲げる学科を設け、所定の収容定員の学生を対象として、実験・実習・実技を通じ、早くから技術に触れさせ、技術に興味・関心を高めた学生に科学的知識を教え、さらに高い技術を理解させるという特色ある教育課程を通し、製造業をはじめとする様々な分野において創造力ある技術者として将来活躍するための基礎となる知識と技術、リベラルアーツ、さらには生涯にわたって学ぶ力を確実に身につけさせることができるように、以下の観点に基づき国立高等専門学校の教育実施体制を整備し、実践的・創造的な技術者を育成する。	1.1 教育に関する事項	—

第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
(1)入学者の確保 15歳人口が減少する中で、小中学生やその保護者、中学校教員をはじめとする中学生の進路指導に携わる者等のみならず、広く社会に対して国立高等専門学校の特性や魅力を最大限に伝え、十分な入学者を確保するため、進路を検討する中学生やその保護者など入学を動機づける周りの大人に対し、卒業後のキャリアを具体的にイメージできるよう認識を深める広報活動を行う。また、女子学生や留学生の一層の確保へ繋がる取組を含め組織的・戦略的に展開するとともに入学志願者の受験上の利便性を考慮した制度や志願者個々の特性に応じた合理的配慮に対応できる体制の充実を図ることによって、十分な資質、意欲と能力を持った入学者を確保する。	(1)入学者の確保 ① ホームページのコンテンツの充実、小中学校や教育委員会等に対する広報活動、複数の国立高等専門学校が共同して中学生及びその保護者等を対象に実施する合同入試説明会、小中学校・小中学生を対象とした教育支援の取組などを組織的・戦略的に展開することにより、国立高等専門学校の特性や魅力を最大限に伝え、十分な入学志願者を確保するため、進路を検討する中学生やその保護者など入学を動機づける周りの大人に対し、卒業後のキャリアを具体的にイメージできるような広報活動を行い、入学者確保に取り組む。 ② 女子中学生向け広報資料の作成、オープンキャンパス等の機会を活用した女子在学生による広報活動や、女子学生のキャリアパス形成を支援する活動により、一層の女子学生の確保に取り組む。 また、諸外国の在日本大使館等への広報活動やホームページの英語版コンテンツの充実などを通じ、留学生等の確保に向けた取組を推進する。	(1)入学者の確保 ①-1 入学希望者を対象としたホームページコンテンツの充実、SNSを利用した広報活動及び小中学校や教育委員会等への広報活動とともに、中学生及びその保護者等を対象に国公私立の高等専門学校が連携して合同説明会を開催することにより、法人本部と各国立高等専門学校が一体となって国立高等専門学校の特性や魅力を発信する。 また、各種コンテンツや合同説明会では、高等専門学校卒業者の協力を得て、高等専門学校での学びと卒業後のキャリアを具体的に結びつけられる内容を充実させ、組織的・戦略的な広報活動を行い入学者の確保に取り組む。	(1)入学者の確保 ①-1 ○入学希望者を対象としたホームページを充実させるとともに、入学希望者の保護者、中学校関係者、さらに広く市民に呉高専の教育や研究、社会活動などについてホームページ等で積極的な情報発信を図る。 ○呉高専公式SNSを利用した広報活動について、実施の可否および導入時期を検討する。 ○広島県内の主な中学校を対象として、教員を派遣し、中学生及び中学校教員に対して、本校の特性や魅力を伝える。 ○高専機構本部が主催する国公私立高専合同説明会(KOSEN FES)2026に参加し、広島県以外の中学生に対しても、本校の特性や魅力を伝えるとともに、これらの合同説明会において高専卒業生の協力を得て、高専の学びと卒業生のキャリアを具体的に結びつけられる内容も展開する。
		①-2 各国立高等専門学校は、入学説明会、体験入学、オープンキャンパス、学校説明会等の機会を活用することにより、入学者確保のための国立高等専門学校の特性や魅力を発信する。	①-2 ○学校見学会、入試説明会などを開催して、中学生に直接説明する機会を活用するとともに、中学校や学習塾が主催する進路説明会などの機会も利用して、本校の特性や魅力について発信する。
		①-3 小中学校・小中学生を対象とした教育支援の取組等を通じ、国立高等専門学校の特性や魅力を発信することにより、入学者の確保に取り組む。	①-3 ○小中学校・小中学生を対象とした出前授業、公開講座及びサイエンスショーを実施し、本校の特性や魅力を発信することにより、入学者の確保に取り組む。
		②-1 女子中学生向け広報資料を活用した広報活動や、オープンキャンパスの女子学生を対象としたブース出展、高等専門学校的女子学生が研究活動の発表を行うGIRLS SDGs x Technology Contest(高専GCON)等の機会を活用することにより、女子学生の確保に向けた取組を推進する。	②-1 ○学校見学会やクリスマスサイエンスショーなどの学内イベントや、県建設産業課主催の建設フェアにおいて、本校女子学生が作成した高専PRのパンフレット、本校女子学生の学校生活について紹介する広報誌等を活用してPR活動を行う。 ○GIRLS SDGs x Technology Contest(高専GCON)への応募と学内での支援を通じ、本校女子学生のキャリアアップを図ると共に、女子中学生、企業に向けて高専女子学生の活動の魅力を発信する。
		②-2 国立高等専門学校のオンキャンパス国際化に資する外国人留学生の確保に向けて、以下の取組を実施する。 ・独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)をはじめとする国内外の関係機関が主催する外国人留学生向け進路説明会等を活用した広報活動を実施する。 ・ホームページの英語を含む多言語版コンテンツや広報資料の充実等を通じ、国立高等専門学校の魅力や特性について、情報発信を行う。 ・英語による短期教育プログラムである「KOSEN Global Camp」を各ブロックで実施し、高専生と海外から参加する外国人学生が協働し、切磋琢磨できる機会を提供する。 ・外国人留学生に対する教育効果を一層高めるため、日本語教育をはじめとする幅広い支援を通じて、外国人留学生が安心して学修を継続できる環境を引き続き整備する。 ・日本政府(文部科学省)奨学金留学生や外国政府派遣留学生等のスキームを活用し、多様な国・地域からの留学生受入を実施する。	②-2 ○ホームページコンテンツのさらなる充実を通じて、本校の特性や魅力、特に学校行事についての情報発信を強化する。 ○各高専で実施されているKOSEN Global Campの募集要項や、派遣した学生から情報を収集し、本校で実施可能なプログラムを検討する。 ○国際交流同好会と協力して学内での留学生歓迎会やアジアDAY(本校主催イベント)の実施を通して日本人在学生や他高専留学生との交流の場を提供し、相談できる相手を作れるよう支援する。
		③-1 国立高等専門学校の教育にふさわしい十分な資質、意欲と能力を持った多様な入学者を確保するため、法人本部が策定した作問ポリシーに基づき、学習指導要領に対応し、かつ、「思考力・判断力・表現力」をより重視した入学者選抜学力検査を実施する。 また、受験生の利便性を向上させるため、居住地の近くの各国立高等専門学校等で受験できる「最寄り地等受験」及び一度の学力検査で複数の国立高等専門学校の志望が可能となる「複数校志望受験制度」を実施する。 加えて、各国立高等専門学校が実施する講座等の受講証明等を活用した入学者選抜方法の推進を図る。	③-1 ○現在実施している入学者選抜方法により入学した学生の追跡調査を行うことにより、入学者選抜方法の効果や問題点を検証して、入学者選抜方法の改善について検討を加える。また、最寄り地受験制度についても実施する。 ○広島県内2高専連携入試制度について、入試広報等を行い、実施にあたり必要な対応を行う。
		③-2 障害がある受験生に対する配慮について、国立高等専門学校における基本的な対応方針に基づき、これまで蓄積された対応事例を各国立高等専門学校へ共有する。併せて、障害がある中学生等が国立高等専門学校へ志願する際の参考となるよう、具体的な対応事例等の情報を発信する。	③-2 ○障害がある受験生に対する配慮について、国立高等専門学校の標準的な対応方針に基づいて呉高専としての対応方法を制度化する。併せて、障害がある中学生等が呉高専へ志願する際の参考となるよう、具体的な対応事例等の情報を発信する。

第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
(2)教育課程の編成等 Society 5.0で実現する、社会・経済構造の変化や技術の高度化、デジタル人材育成、地域課題解決等の社会・産業・地域ニーズ等を踏まえ、法人本部がイニシアティブを取って、専門的かつ実践的な知識と世界水準の技術を有し、自律的、協働的、創造的な姿勢でグローバルな視点を持って社会の諸課題に立ち向かう、科学的思考を身につけた実践的・創造的技術者を育成するため、51校の国立高等専門学校が有する強み・特色を活かした学科再編、専攻科の充実等を行う。その際、多様な分野との連携を図るとともに、産業界のニーズに応える語学力や異分野理解力、リーダーシップ、マネジメント力、アントレプレナーシップ(起業家精神)等を備え、グローバルに活躍しうるエンジニアを育成する等、高等専門学校教育の高度化・国際化がより一層進展するよう、国立高等専門学校における教育課程の不断の改善を促すための取組をさらに推進する。 このほか、全国的なコンテストや海外留学、ボランティア活動など、「豊かな人間性」の涵養を図るべく学生のような体験活動の参加機会の充実に努める。	(2)教育課程の編成等 ① Society 5.0で実現する、社会・経済構造の変化や技術の高度化、デジタル人材育成、地域課題解決等の社会・産業・地域ニーズに応じた高等専門学校教育の高度化・国際化がより一層進展するよう、モデルコアカリキュラムによる教育の質保証を基盤に、各国立高等専門学校にその強み・特色をいかした学科再編、専攻科の充実等を促すため、法人本部がイニシアティブを取って、効果的な相談・指導助言の体制を整備し、各国立高等専門学校において教育に関する社会・産業・地域におけるニーズ等を踏まえた教育指導の改善、教育課程の編成、組織改組を促進する。 また、社会・産業・地域ニーズを踏まえた高度な人材育成に取り組むため、産業界との連携を視野に入れつつ各国立高等専門学校の強み・特色を生かし、産業界との連携を通じた教育の高度化を目的とした取組を推進する。専攻科においては、本科の教育成果を踏まえ、更に教育内容の高度化を行い、高度理工系人材の育成を図る。	(2)教育課程の編成等 ①-1-1 法人本部がイニシアティブを取って各国立高等専門学校の強み・特色を活かした学科再編、専攻科の充実等を促すため、法人本部の関係部署が連携をとり、各国立高等専門学校の相談を受け、組織的に指導助言を行う。	(2)教育課程の編成等 ①-1-1 ○R9年度電気情報工学科の電気知能情報工学科への改組に合わせて、本科の他学科カリキュラム変更を検討する。 ○専攻科カリキュラム再編により応用研究、特別研究の時間を増やし、学生の研究実施時間を充実させてきている。引き続きこの状態を維持したうえで、専攻科の更なる充実を検討する。
			①-1-2 ○本校の特色・強みをいかし、呉高専地域コンソーシアムなど社会との連携を推進し、インキュベーションワークなどの授業を通してアントレプレナーシップ教育の実践をする。 ○インキュベーションワークでの実践を通して、高専生の起業チャレンジ機会を創出するためのスタートアップ支援する。 ○呉市とくれ産業振興センターと連携して進めている、地域密着型半導体関連人材育成について、県内企業と協働で半導体に関する産業紹介、工場見学、講座開講を展開していく。
			①-2 国立高等専門学校の専攻科及び大学・大学院が連携・協力し、それぞれの機関が強みを持つ教育資源を有効に活用しつつ、教育内容の高度化を図ることを目的とした連携教育プログラムを推進する。
			②-1 学生が海外で活動する機会を提供する体制の充実のため、以下の取組を実施する。 ・海外の大学等との包括的な協定や、単位互換協定の締結などにより、組織的に海外留学や海外インターンシップ、学生交流を推進する。 ・グローバルな環境で、高度な専門知識・スキルを活用し、起業を視野に課題設定し、解決に挑戦するアントレプレナーシップの素養を持つ人財を育成するため、海外におけるグローバル・アントレプレナーシップ・プログラムを実施する。
			②-2 学生の実践的な英語力、国際コミュニケーション力の向上や、海外活動を積極的に経験し、グローバル環境下で専門知識・スキルを活用し、協働して課題解決に取り組むことができる人財を育成する国立高等専門学校の取組を支援する。 ・外国人教員の活用による英語教育や、英語による専門教育等により国立高等専門学校のオンキャンパス国際化を促進する「グローバルエンジニア育成事業」を実施する。 ・英語による短期教育プログラムである「KOSEN Global Camp」を各ブロックで実施し、高専生と海外から参加する外国人学生が協働し、切磋琢磨できる機会を提供する。【再掲】 ・ICT技術を活用し、実験実習科目における教材開発や海外教育機関と連携した英語による授業配信の実施を目的とした「高専グローバルキャンパス構想(G Campas 5.0)」を推進する。
	② グローバルに活躍しうるエンジニアとしての能力の伸長に取り組むため、単位認定制度や単位互換協定に基づく海外留学や海外インターンシップなど学生が海外で活動する機会を後押しする体制を充実するとともに、学生の実践的な英語力、国際コミュニケーション力の向上や、海外活動を積極的に経験しグローバルな視点で課題解決にチャレンジできる人財を育成する国立高等専門学校の取組への重点的な支援を行う。	③-1 公私立高等専門学校と協力して、学生の意欲向上や国立高等専門学校のイメージの向上に資する「全国高等専門学校ディープラーニングコンテスト」や、「全国高等専門学校ロボットコンテスト」等の全国的な競技会やコンテストの活動を支援する。	②-1 ○学生が海外で活動する機会を後押しする体制を充実させるため、これまで交流を重ねている海外の教育機関との提携関係を深めることにより、学生が海外で活動しやすい環境を整える。 ○留学の情報を整理して、学生に対して適切な形で周知し、サポートする。 ○近隣の大学と連携し、留学制度・研修制度の相互運用に向けた検討を進める。 ○包括協定を締結した海外の教育機関と連携し、組織的に海外留学やインターンシップを実施する。
			②-2 ○1・2年生はGTEC、3年生以上に対してはTOEICを英語の外部試験として実施する。 ○オンライン英会話レッスンを継続して、学生の英語スキルの向上に努める。 ○自治体の国際交流員、日本への留学生、海外体験のある企業関係者や研究者の話を聞く機会などを引き続き積極的に設けて、海外に積極的に飛び出すマインドを育成する。 ○留学経験の情報交換の場を設ける。 ○各学生に「KOSEN Global Camp」の実施を周知して参加を促す。情報収集に努める。
			③-1 ○体育大会、ロボコン、プロコン、デザコン、英語プレコン等に積極的に参加するよう促し、参加費用の一部補助などの支援を後援会と連携して行う。 ○中国地区高専体育大会の協力校として、経費削減に努めながら、主管校と連携し安全安心な大会運営を行う。

第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
		③-2 ボランティア活動の参加意義や災害時におけるボランティア活動への参加の奨励等に関して学生へ周知を行う。また、顕著なボランティア活動を行った学生及び学生団体の顕彰等によりボランティア活動の参加を推奨する。	③-2 ○ボランティア活動への参加を奨励するために、以下のことを実施する。 ・呉工業高等専門学校学生表彰特別賞の対象であることを周知 ・特別一般講義(災害ボランティア)の単位認定 ・インキュベーションワーク等によるボランティア活動の参加を呼びかけ ・インターアクトクラブの活動を通じた地域活動の実施
		③-3 グローバルに活躍しうるエンジニアとして求められる資質・能力を伸長する海外活動等に学生が参加する機会を拡充することを目的として、以下の取組を実施する。 ・「高専生の海外活動支援事業」により、国際会議、海外留学、短期教育プログラム等の学生の海外渡航に必要な支援の拡充を行う。 ・「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする、各種海外派遣奨学金制度等の情報収集及び提供を行うことで、学生に対して各種支援の積極的な活用を促す。	③-3 ○「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種奨学金制度等の情報を収集して、現時点で学生が活用できる留学・語学研修プログラムについて情報を提供する。 ○学生の海外留学時及び国際会議参加の資金・奨学金サポート制度を紹介する。また、関係する教員に対する情報提供サポートを実施する。
(3)多様かつ優れた教員の確保 高等専門学校教育の高度化・国際化を推進し、実践的・創造的な技術者を育成するため、公募制などにより、博士の学位を有する者、民間企業での経験を有する実務家、並びに女性教員、外国人数員など、多様な人材の中から優れた教育研究力を有する人材を教員として採用するとともに、外部機関との人事交流や民間人材の積極的な活用を進める。 また、高等専門学校教員に相応しい資質・能力習得を目的とした体系的な研修等の組織的な実施(ファカルティ・ディベロップメント)や優秀な教員の表彰を継続し、教員の教育研究力の継続的な向上に努める。	(3)多様かつ優れた教員の確保 以下に掲げる方策をそれぞれ又は組み合わせて実施することにより、多様かつ優れた教員を確保するとともに、教員の教育研究力の向上を図る。 ① 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることとする。	(3)多様かつ優れた教員の確保 ① 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、教育に熱意がある者及び博士の学位を有する者を掲げることとするよう、各国立高等専門学校に周知する。	(3)多様かつ優れた教員の確保 ① ○専門科目担当教員の公募においては、教育に熱意がある者及び博士の学位を有する者を掲げる。
	② 企業や大学に在職する人材など多様な教員を配置するため、クロスアポイントメント制度を推進する。 また、民間で活躍する人材の活用を行うことで、教育内容の高度化を図る。	②-1 クロスアポイントメント制度の実施を推進する。	②-1 ○企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、クロスアポイントメント制度の実施に向けて検討を進める。
		②-2 民間で活躍する人材の活用による教育内容の高度化を推進するため、民間企業等での経験を有する実務家教員の採用について、積極的に行うよう各国立高等専門学校に周知する。	②-2 ○民間で活躍する人材を非常勤講師または特別講演講師として招聘し、教育内容の高度化を推進する。
	③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム(育児等のライフイベントにある教員が他の国立高等専門学校で勤務できる制度)等の取組を実施する。	③ ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。 また、女性研究者等キャリア支援事業などの実施により女性教員の働きやすい環境の整備を進める。	③ ○広島大学の推進する「産学官ダイバーシティ推進連絡会」に共同機関として参加し、メンバー機関職員を対象とした支援事業等を随時紹介する。 ○ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。 ○女性研究者支援プログラムの実施により女性教員の働きやすい環境の整備を進める。
	④ 外国人数員の採用を進めるため、外国人数員の積極的な採用を行う国立高等専門学校への支援を充実する。	④ 外国人数員を積極的に採用する国立高等専門学校への支援を行う。 また、外国人数員の採用について、積極的に行うよう各国立高等専門学校に周知する。	④ ○外国人数員がこれまで以上に活躍できる場を広げるとともに、外国人数員の積極的な採用を検討する。
	⑤ 多様な経験ができるよう、採用された学校以外的高等専門学校や大学などに1年以上の長期にわたって勤務し、また元の勤務校に戻ることでできる人事制度を活用する。	⑤ 長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学との連携を図りつつ、国立高等専門学校・両技術科学大学間の教員人事交流を実施する。また、国立高等専門学校間の教員人事交流についても引き続き実施する。	⑤ ○長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学との連携を図りつつ、高専・両技科大学間教員交流制度の活用及び国立高等専門学校間の教員人事交流を推進する。
	⑥ 教員の能力の向上を図るため、教育、学生支援、研究等の教員に求められる資質・能力の可視化を進めるとともに、それらを活用し、法人本部及び各国立高等専門学校における体系的な研修等の組織的な実施(ファカルティ・ディベロップメント)とともに、学校の枠を超えた研修グループ等の活動を推奨する。	⑥ 教育、学生支援、研究等の教員に求められる資質・能力の向上を図るため、法人本部又は各国立高等専門学校において、令和5年度策定の「国立高専における教員の資質・能力の育成指標」及び「国立高専FDマップ」を活用し、職務別・目的別に体系的な研修(ファカルティ・ディベロップメント)を実施するとともに、学校の枠を超えた活動を推奨する。	⑥ ○学内外の講師を招聘し、教育指導、地域課題認識、教育研究倫理、メンタルヘルスなどをテーマとした学内FDを企画し、教職員全員で研修を実施する。また、本校の有する各種課題に関し、教職員が一堂に集い討論する「学生指導教職員研究会」を実施し、教育研究活動に反映する。
	⑦ 教育活動や生活指導などにおいて顕著な功績が認められる教員や教員グループの顕彰を実施する。	⑦ 教育活動や生活指導などにおいて、顕著な功績が認められる教員や教員グループを表彰する。	2.2 給与水準の適正化 ○就業規則、給与規則に準拠する。

第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
(4)教育の質の向上及び改善 国立高等専門学校の特性を踏まえた教育方法や教材などの共有化、各高等専門学校の特色ある教育内容・教育手法の相互活用といった、スケールメリットを活かした教育の質の向上に向けた取組を行うとともに、モデルコアカリキュラムに基づく教育の質保証をさらに強化する。また、社会ニーズを踏まえてモデルコアカリキュラムを見直しつつ、国立高等専門学校における教育の質保証に取り組む。 また、各国立高等専門学校においては変化する社会ニーズに加え、各地域におけるニーズ等を踏まえた特色ある教育の強化を図る。 さらに、学校教育法第123条において準用する同法第109条第1項に基づく自己点検・評価や同条第2項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価などを通じた教育の質の保証がなされるようにする。 実践的・創造的技術者を育成するため、産業界等との連携体制の強化を進め、地域や産業界等が直面する課題の解決や新たな価値・産業の創出を目指し、地域産業の持続的成長を支える専門人材の育成に取り組むほか、理工系の大学、とりわけ高等専門学校と連続、継続した教育体系のもと教育を実施し実践的・創造的・指導的な技術者の育成を推進している技術科学大学などとの有機的連携を深めるなど、外部機関との連携により高等専門学校教育の高度化を推進する。	(4)教育の質の向上及び改善 ① 国立高等専門学校の特性を踏まえた教育方法や教材などの共有化、各高等専門学校の特色ある教育内容・教育手法の相互活用といった、スケールメリットを活かした教育の質の向上に向けた取組を行うとともに、モデルコアカリキュラムに基づく教育の質保証をさらに強化する。また、変化する社会ニーズに対応した人材を育成するため、産業界や行政と連携し、モデルコアカリキュラムの継続的な見直しを図る。 各国立高等専門学校 においては各地域におけるニーズ等を踏まえた特色ある教育の強化を図る。 また、各国立高等専門学校 におけるディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーに基づいた教学マネジメントの実践を推進し、教育の改善を行う。	(4)教育の質の向上及び改善 ① 教育内容の豊富化及び教育指導の質の向上を図るため、スケールメリットを活かし国立高等専門学校間の教材の共有や、授業科目の履修・単位の互換認定を推進するとともに、モデルコアカリキュラムに基づく教育の質保証の強化を進める。また、産業界や行政と連携し、社会ニーズに対応したカリキュラムの検討を進め、国立立高等専門学校の各地域におけるニーズ等を踏まえた特色ある教育の強化を図る。 法人本部及び各国立高等専門学校は、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーが適切に設定され、これらに基づくマネジメントが行われているか検証することにより、教学マネジメントの実践を推進し、PDCAサイクルにより教育の改善を行う。	(4)教育の質の向上及び改善 ① ○高専間単位互換制度について、授業科目を提供するとともに他高専の授業科目の履修及び単位認定を実施する。 ○高度情報専門人材を育成するため、令和9年度に電気情報工学科から電気知能情報工学科への改組準備を進める。 ○入学動機に関するアンケート、高専での学びの状況調査及び卒業生・修了生アンケートを実施し、教学マネジメントの実践を推進する。
	② 学校教育法第123条において準用する第109条第1項に基づく自己点検・評価や同条第2項に基づく文部科学大臣の認証を受けた者による評価など通じて教育の質の向上を図る。そのため、各国立高等専門学校の評価結果について、優れた取組や課題・改善点を共有することにより、評価を受けた学校以外の国立高等専門学校の教育の質の向上に努める。	② 各国立高等専門学校の教育の質保証及び向上に努めるため、自己点検・評価、高等専門学校機関別認証評価及び国立高専教育国際標準(KIS)の受審を計画的に進める。また、機関別認証評価結果の優れた点や改善を要する点については、各国立高等専門学校において共有・展開する。なお、法人本部は、改善を要する点の継続的なフォローアップを行うことにより、教育の質の向上を図る。	② ○教育の質保証及び向上に努めるため、令和8年度の自己点検・評価報告書を作成する。 ○令和8年度国立高専教育国際標準(KIS)を受審し評価結果を参考し、教育改善に努める。 また、令和9年度の高等専門学校機関別認証評価の受審に向けて、自己点検・評価報告書作成を参考に審査書類作成の準備を進める。
	③ 地域や産業界が直面する課題解決及び新たな価値・産業の創出を目指した実践的教育に向けて、課題解決型学習(PBL)を推進するとともに、産業界等との連携による教育プログラム・教材開発等の取組を実施する。	③-1 各国立高等専門学校において、地域や産業界が直面する課題解決を目指した課題解決型学習(PBL)を推進する。 また、企業や自治体、教育機関等と連携し、国立高等専門学校におけるSTEAM教育の高度化を図る。	③-1 ○1学年から3学年まで必須科目として、4学年には選択科目として、課題解決型のPBL授業「インキュベーションワーク」を実施する。また、4、5学年の希望者に課題解決型の「地域実践教育プログラム」を実施する。 ○企業や自治体、教育機関等と連携したイベントなどの取り組みを実施する。
		③-2 企業と連携した教育プログラムや教材の開発等の取組を実施し、その取組事例を取りまとめ、国立立高等専門学校に周知する。	③-2 ○呉市及びくれ産業振興センターと設立した「地域コンソーシアム」により、企業と連携した教育を推進する。
	④ 高等専門学校教育の高度化に向けて、技術科学大学との間で定期的な連携・協議の場を設け、教員の研修、教育課程の改善、国立高等専門学校と技術科学大学との間の教育の接続、共同研究、人事交流などの分野で有機的な連携を推進する。	④ 高等専門学校教育の高度化に向けて、技術科学大学との間で定期的な連携・協議の場を設け、教員の研修、国立高等専門学校と技術科学大学との間の連携教育、共同研究、人事交流などの分野で有機的な連携を推進する。	④ ○長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学との連携を図り、研究面・教育面での交流を深める。 ○教育面では、長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学が実施している「eラーニング高等教育連携に係る遠隔教育による単位互換制度」による授業科目の履修及び単位認定を実施する。
(5)学生支援・生活支援等 中学校卒業直後の若年層の学生を受入れ、かつ、約4割の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、修学上の支援に加え、進路選択や心身の健康等安心安全な生活上の支援を充実させる。また、各種奨学金制度など学生支援に係る情報の提供体制を充実させ、さらに、学生の就職活動を支援する体制を充実し、学生一人ひとりの適性と希望にあった指導を行う。	(5)学生支援・生活支援等 ① 中学校卒業直後の若年層の学生を受入れ、かつ、約4割の学生が寄宿舎生活を送っている特性を踏まえ、カウンセラーやソーシャルワーカー等の専門職を一層活用するとともに、児童相談所や警察、社会福祉関係機関等との有機的連携を進め、学生支援体制の充実を図る。また、いじめ防止に関する取組や障害を有する学生への配慮に資する取組等を外部専門家の協力を得て積極的に推進する。	(5)学生支援・生活支援等 ① 各国立高等専門学校の学生相談体制の充実のため、カウンセラー及びソーシャルワーカー等の専門職の配置を促進する。併せて、児童相談所や警察、社会福祉関係機関等との有機的連携を進め、学生支援体制の充実を図る。また、各国立高等専門学校の学生支援担当教職員に対し、いじめ防止や障害を有する学生への支援等、学生支援に関して、外部専門家や関係機関・専門機関等の協力を得て、最新の知見や具体的事例等に基づいた実効性のある研修等を実施する。	(5)学生支援・生活支援等 ① ○学生相談に関する情報を関係する教職員間で共有し適切に対応できるような体制を構築する。 ○授業日全日カウンセラーを、週1日スクールソーシャルワーカーを配置し、授業期間の90%以上の日に対面で相談できるようにし、授業日以外でも必要に応じてオンラインによるカウンセリングを可能な体制を構築する。 ○令和7年度に新規採用したスクールソーシャルワーカーを活用して外部機関(児童相談所や警察、)との連携を図る。 ○学生支援機構、高専機構などが実施する研修会に年間3人以上派遣し、教員会等で研修内容を関係教員に共有する。 ○カウンセラー・スクールソーシャルワーカーと関連教員との交流会を年2回以上実施し、学生相談体制の改善につなげる。 ○教職員向けの研修を年1回以上実施する。 ○いじめ防止等基本計画、いじめ防止プログラムに沿って、アンケート・面談などにより学生の状況を把握し、学生相談室会議で集約し関係教職員による組織的な対応を行う。 ○ピアサポーターによる学生同士の支援活動を推進するとともに、ピアサポート学生への研修の充実と教職員との連携を進める。

第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
	② 独立行政法人日本学生支援機構などと緊密に連携し、高等教育の教育費負担軽減に係る奨学金制度などの学生の修学支援に係る各国立高等専門学校や学生への情報提供体制を充実させるとともに、税制上の優遇措置を適切に情報提供すること等により、産業界等の支援による奨学金制度の充実を図る。	② 高等教育の修学支援新制度などの各種奨学金制度に係る情報が学生に適切に行き渡るよう、法人本部から各国立高等専門学校に積極的な情報提供を行う。また、ホームページや刊行物など様々な機会を利用して、税制上の優遇措置について適切に情報提供し、理解の拡大を図ること等により、産業界等広く社会からの支援による奨学金制度の充実を図る。	② ○各種奨学金の募集情報や補助決定実績を呉高専ホームページに掲載し、学生及び保護者に積極的に情報提供する。 ○呉高専基金などの寄付金を使用した学生の活動支援を継続し、新規の寄付金を募る。
	③ 学生の適性や希望に応じた多様な進路選択のため、卒業生や同窓会と連携し、低学年からのキャリア教育を推進するとともに、企業情報、就職・進学情報の提供や相談体制を含めたキャリア形成に資する体制の充実を図る。また、卒業時に満足度調査を実施する等キャリア支援体制の充実に活用すること等により、国立高等専門学校全体の就職率については、第4期中期目標期間と同様の高い水準を維持する。	③ 各国立高等専門学校において、入学時から卒業時までの計画的なキャリア教育を卒業生、同窓会や企業等と連携を図りながら推進し、キャリア支援を担当する窓口の活用を促す等、企業情報、就職・進学情報などの提供体制・相談方法を含めたキャリア支援の充実を図る。また、次年度以降のキャリア支援体制を充実させるため、卒業時にキャリア支援も含めた満足度調査を実施する。	③ ○学生の進路選択を支援するため、キャリア教育(SAPAR)を実施する。また、低学年からキャリア設計に対する意識を高めるため、ポートフォリオ教育の充実を目指す。
【重要度：高】 本法人は学校教育法第一条に定める学校を設置する唯一の独立行政法人であり、法人の設置目的に鑑み、「教育に関する目標」の重要度を高く設定することが適当である。今後、Society 5.0をはじめとする社会変革に対応するとともに、海外で活躍できる技術者を育成することは、本法人において重要な業務である。	-	-	-
【評価指標】 3.1-1 入学者の状況 3.1-2 カリキュラム編成の状況 3.1-3 教員構成の状況 3.1-4 学生の学習状況や満足度等の状況、カリキュラム編成の状況 3.1-5 学生の就職状況	-	-	-
【目標水準の考え方】 3.1-1 少子化が進む状況においても、多様かつ優秀な学生を確保することができたか、少子化率、現在の入学志願倍率(第4期中期目標期間の平均志願倍率:1.61倍)、入学者における女子学生比率(第4期中期目標期間の平均:本科…23.97%)等を参考に判断する。	-	-	-
3.1-2 各国立高等専門学校のカリキュラムの編成状況 3.2 社会連携に関する事項 各国立高等専門学校が立地している地域の特性を踏まえた産学連携を活性化させ、地域課題の解決に資する研究を推進するとともに、国立高等専門学校における共同研究などの成功事例等を地域社会に還元し、広く社会に公開する。 地域共同テクノセンター等を活用して、地域を中心とする産業界や地方公共団体との共同研究・受託研究への積極的な取組を促進するとともに、その成果の知的資産化に努める。 また、理工系人材の拡充や社会人のスキルや知識の再習得が求められている中で、国立高等専門学校が蓄積してきた人材育成の経験を活かし、地域の小中学生及び社会人の学びの支援に関する取組を推進する。	1.2 社会連携に関する事項 ① 国立高等専門学校において開発した実践的技術等のシーズを広く企業や地域社会の課題解決に役立てることができるよう、教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を印刷物、ホームページなど多様な媒体を用いて発信する。	1.2 社会連携に関する事項 ① 広報資料の作成や「国立高専研究情報ポータル」等のホームページの充実、プレスリリースの活用などにより、教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を発信する。	1.2 社会連携に関する事項 ① ○教員の研究分野や共同研究・受託研究の成果などの情報を広報資料やホームページにより発信する。また、優れた研究成果については報道機関への情報提供を行う。
	② 地域社会のニーズの把握や各国立高等専門学校の枠を超えた連携などを図りつつ、社会連携のコーディネートや教員の研究分野の活動をサポートする国立高専リサーチ・アドミニストレータ(KRA)や地域共同テクノセンター等を活用して、産業界や地方公共団体との共同研究、受託研究の受入れを促進するとともに、その成果の社会発信や知的資産化に努める。	② 国立高専リサーチ・アドミニストレータ(KRA)や地域共同テクノセンター、国立高等専門学校間の研究ネットワーク等を活用し、産業界や地方公共団体との新たな共同研究・受託研究の受入を促進する。また、効果的技術マッチングのイベントの立案・実施を通じて各国立高等専門学校の研究力や成果を社会に発信し、知的資産化など社会還元に努める。	② ○協働研究センター及び地域コンソーシアムを中心に、産業界や地方公共団体との新たな共同研究・受託研究の受入れを促進するとともに、効果的技術マッチングのイベント等でその成果の情報発信や知的資産化に努める。
	③ 各国立高等専門学校における強み・特色・地域の特性を踏まえた取組や学生活動等の様々な情報を広く社会に発信することを促進する。	③-1 法人本部は、各国立高等専門学校の情報発信機能を強化するため、報道機関等との関係構築に取り組むとともに、情報発信に積極的に取り組む。	③-1 ○情報発信機能を強化するため、広報室を通じて本校のアクティビティを定期的に報道機関等へ伝える。同時に、ホームページ上で「教育・研究」、「インキュベーションワーク」、「クラブ活動」、「グローバル」、「イベント」等に分類した「高専日誌」に最新の本校のアクティビティを積極的に発信する。

第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
		③-2 各国立高等専門学校は、地域連携の取組や学生活動等の様々な情報をホームページや報道機関への情報提供等を通じて、社会に発信するとともに、報道内容及び報道状況を法人本部に随時報告する。	③-2 ○地域連携の取組や学生活動等の様々な情報について、ホームページ(「呉高専日誌」:記事・写真)への掲載や報道機関への情報提供等を通じて、社会に発信するとともに、報道内容及び報道状況を高専機構本部に随時報告する。
	④ 地域ニーズを踏まえ、各国立高等専門学校の特色をいかし、地域の小中学生を対象とした理工系人材育成支援を行う。また、地域の社会人を対象とした講座等の実施を推進する。	④ 地域の自治体等と連携し、小中学生を対象とした教育支援の取組等を通じ、地域の理工系人材の早期発掘及び人材育成支援を推進する。 また、地域の社会人を対象としたリスキル、リカレントに関する講座等を実施する。	④ ○地域自治体や県内の小中学校と連携し、小中学生や社会人を対象とした講座等を実施する。
【評価指標】 3.2-1 共同研究・受託研究の受入状況 3.2-2 国立高等専門学校における地域連携等に係る取組 【目標水準の考え方】 3.2-1 企業との共同研究を通じた教育は、国立高等専門学校における実践的な教育の一例であることから、地元企業をはじめ、外部機関との連携状況として、共同研究や受託研究の受入状況を参考に判断する。 3.2-2 地域連携の取組や学生活動等、国立高等専門学校における様々な取組を参考に判断する。	-	-	-
3.3 国際交流に関する事項 各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関と組織的・戦略的に連携し、「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の正しい理解を得つつ、我が国教育への裨益を重視し、海外における日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)の導入支援と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。 学生の海外派遣及び外国人留学生の受入れ推進を図り、国立高等専門学校のオンキャンパス国際化を通じて、グローバルに活躍しうるエンジニアの育成を推進する。 学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組みつつ、国際交流の中で優秀な留学生を適切に受け入れる。	1.3 国際交流に関する事項 ① 諸外国への「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の導入支援にあたって、以下の取組を実施する。 ・各国の日本国大使館や独立行政法人国際協力機構(JICA)等の関係機関と組織的・戦略的に連携し、諸外国の政府関係者の視察受入及び法人本部との意見交換を通じて、「KOSEN」についての正しい理解の浸透を図る。 ・我が国と当該国の政府間合意の内容に基づいた体制整備を図る。 ・それとともに、諸外国の要請や教育制度との接続等を踏まえ、「KOSEN」導入に向けた教育課程の編成を支援するとともに、当該国の教員を我が国に招き、国立高等専門学校での実践的な研修等を実施する。 ・「KOSEN」導入機関の国立高専教育国際標準(KIS)認定に向けた指導・助言を実施し、「KOSEN」の国際的な質保証を担保する。「KOSEN」の導入支援に取り組んでいる、モンゴル、タイ、ベトナムの3か国については、各国政府と連携・協議し、その要請等に応じた支援に取り組む。	1.3 国際交流等に関する事項 ① 諸外国への「日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)」の導入支援にあたり、現地在外公館(大使館、総領事館)や独立行政法人国際協力機構(JICA)等関係機関との組織的・戦略的な連携のもと、相手国と連携・協議しつつ、その要請及び段階等に応じた、以下の支援を行う。	1.3 国際交流等に関する事項 ① ○国内外のJICAなどとの連携を、前年度に引き続き国内外のプログラムに協働して取り組む。
		①-1 モンゴルにおける「KOSEN」の導入支援として、モンゴルの自助努力により設立された高等専門学校を対象とした教職員研修及び教育課程や学校運営向上への助言等の支援を行うとともに、学校間交流の推進に向けた取組を実施する。	①-1 ○モンゴル3高専に関する情報を収集し、学校間交流について検討する。
		①-2 タイにおける「KOSEN」の導入支援として、以下の支援、交流を実施する。 ・タイ高専(KOSEN-KMITL及びKOSEN KMUTT)を対象として、日本の国立高等専門学校と同等の教育の質と内容が担保されるよう、タイ高等教育・科学研究・イノベーション省(MHESI)との契約のもと、日本の国立高等専門学校教員の現地への派遣や、教員研修及び教育課程や学校運営向上への助言等の支援を行うとともに、学校間交流の推進に向けた取組を実施する。 ・タイのテクニカルカレッジ2校における、日本型高等専門学校教育制度(KOSEN)を取り入れて設置された5年一貫の技術者養成コースを対象として、これまでの支援の成果を活用した、国立高等専門学校との学校間交流の推進に向けた取組を実施・支援する。	①-2 ○タイ高専KMITLとの学生短期派遣交流時に昨年度まで教員派遣されていた方を引率教員として派遣し、現地教員との情報交換を実施する。
		①-3 ベトナムの工業短期大学3校における、「KOSEN」モデルコースを対象として、これまでの支援の成果を活用した、国立高等専門学校との学校間交流の推進に向けた取組を実施・支援する。	①-3 ○ベトナムの工業短期大学3校に関する情報を収集し、学校間交流について検討する。
		①-4 エジプトにおける「KOSEN」の導入支援として、関係府省・独立行政法人国際協力機構(JICA)と緊密に連携しながら、JICA技術協力プロジェクトによる相手国からの要請に応じた教員研修及び教育課程や学校運営向上への助言等の支援を実施する。	①-4 ○エジプトにおけるKOSEN導入進捗などの情報把握に努める。

第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
	② 「KOSEN」の導入支援に係る取組は、各国立高等専門学校における教育への裨益を重視し、学生及び教職員が参画する機会を得て、国際交流の機会としても活用し、「KOSEN」の海外展開と国立高等専門学校の国際化を一体的に推進する。 ③ グローバルに活躍しうるエンジニアの育成を図るため、以下の取組を実施する。 ・グローバルに活躍しうるエンジニアとしての能力の伸長に取り組むため、単位認定制度や単位互換協定に基づく海外留学や海外インターンシップなど学生が海外で活動する機会を後押しする体制を充実するとともに、学生の実践的な英語力、国際コミュニケーション力の向上や、海外活動を積極的に経験し、グローバルな視点で課題解決にチャレンジできる人財を育成する国立高等専門学校の取組への重点的な支援を行う。【再掲】 ・学生に対して、国際交流に資する情報の提供を充実させ、学生の国際会議や「トビタテ！留学JAPAN」プログラム、海外留学等、グローバルに活躍するエンジニアとして求められる資質・能力を伸長する海外活動等経験する機会の拡充を図る。【再掲】 ④ 国立高等専門学校のオンキャンパス国際化を推進するため、以下の取組を実施する。 ・外国人留学生の受入れ推進を図り、日本人学生と留学生が切磋琢磨する教育環境を整備するために、リエゾンオフィスを活用した海外への情報発信を強化する。 ・英語による短期教育プログラムの実施や、外国人留学生に対する日本語教育支援の強化等により、留学生の受入れ体制を充実する。	①-5 「KOSEN」に関心のある国・地域からの、政府関係者等の視察受入及び法人本部との意見交換等を通じて、「KOSEN」についての正しい理解の浸透を図る。	①-5 ○海外に展開する「KOSEN」について、情報収集に努める。
		①-6 諸外国の「KOSEN」導入機関に対して、「KOSEN」の国際的な質保証を目指し、国立高専教育国際基準(KIS)認定に向けた助言を実施する。	①-6 ○国立高専教育国際基準(KIS)認定に向けた取り組みについて、情報収集に努める。
		② 「KOSEN」の導入支援で得た知見や成果を国立高等専門学校の国際化に還元するため、導入支援活動を学生及び教職員への実践的な研修や国際交流の機会として活用する。	② ○「KOSEN」の海外展開とその国際化の情報把握に努める。その上で本校の学生を中心としたグローバル化に対応してどのように貢献できるか検討する。
		③-1 学生が海外で活動する機会を提供する体制の充実のため、以下の取組を実施する。 ・海外の大学等との包括的な協定や、単位互換協定の締結などにより、組織的に海外留学や海外インターンシップ、学生交流を推進する。【再掲】 ・グローバルな環境で、高度な専門知識・スキルを活用し、起業を視野に課題設定し、解決に挑戦するアントレプレナーシップの素養を持つ人財を育成するため、海外における「グローバル・アントレプレナーシップ・プログラム」を実施する。【再掲】	③-1 ○学生が海外で活動する機会を後押しする体制を充実させるため、これまで交流を重ねている海外の教育機関との提携関係を深めることにより、学生が海外で活動しやすい環境を整える。【再掲】 ○留学の情報を整理して、学生に対して適切な形で周知し、サポートする。【再掲】 ○近隣の大学と連携し、留学制度・研修制度の相互運用に向けた検討を進める。【再掲】 ○包括協定を締結した海外の教育機関と連携し、組織的に海外留学やインターンシップを実施する。【再掲】
		③-2 学生の実践的な英語力、国際コミュニケーション力の向上や、海外活動を積極的に経験し、グローバル環境下で専門知識・スキルを活用し、協働して課題解決に取り組むことができる人財を育成する国立高等専門学校の取組を支援する。【再掲】 ・外国人教員の活用による英語教育や、英語による専門教育等により国立高等専門学校のオンキャンパス国際化を促進する「グローバルエンジニア育成事業」を実施する。【再掲】 ・英語による短期教育プログラムである「KOSEN Global Camp」を各ブロックで実施し、高専生と海外から参加する外国人学生が協働し、切磋琢磨できる機会を提供する。【再掲】 ・ICT技術を活用し、実験実習科目における教材開発や海外教育機関と連携した英語による授業配信の実施を目的とした「高専グローバルキャンパス構想(G Campus 5.0)」を推進する。【再掲】	③-2 ○1・2年生はGTEC、3年生以上に対してはTOEICを英語の外部試験として実施する。【再掲】 ○オンライン英会話レッスンを継続して、学生の英語スキルの向上に努める。【再掲】 ○自治体の国際交流員、日本への留学生、海外体験のある企業関係者や研究者の話を聞く機会などを引き続き積極的に設けて、海外に積極的に飛び出すマインドを育成する。【再掲】 ○留学経験の情報交換の場を設ける。【再掲】 ○各学生に「KOSEN Global Camp」の実施を周知して参加を促す。情報収集に努める。【再掲】
		③-3 グローバルに活躍しうるエンジニアとして求められる資質・能力を伸長する海外活動等に学生が参加する機会を拡充することを目的として、以下の取組を実施する。 ・「高専生の海外活動支援事業」により、国際会議、海外留学、短期教育プログラム等の学生の海外渡航に必要な支援の拡充を行う。 ・「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする、各種海外派遣奨学金制度等の情報収集及び提供を行うことで、学生に対して各種支援の積極的な活用を促す。	③-3 ○「トビタテ！留学JAPAN」プログラムをはじめとする外部の各種奨学金制度等の情報を収集して、現時点で学生が活用できる留学・語学研修プログラムについて情報を提供する。【再掲】 ○学生の海外留学時及び国際会議参加の資金・奨学金サポート制度を紹介する。また、関係する教員に対する情報提供サポートを実施する。【再掲】
		④ 国立高等専門学校のオンキャンパス国際化に資する外国人留学生の確保に向けて、以下の取組を実施する。 ・独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)をはじめとする国内外の関係機関が主催する外国人留学生向け進路説明会等を活用した広報活動を実施する。【再掲】 ・ホームページの英語を含む多言語版コンテンツや広報資料の充実等を通じ、国立高等専門学校の魅力や特性について、情報発信を行う。【再掲】 ・英語による短期教育プログラムである「KOSEN Global Camp」を各ブロックで実施し、高専生と海外から参加する外国人学生が協働し、切磋琢磨できる機会を提供する。【再掲】 ・外国人留学生に対する教育効果を一層高めるため、日本語教育をはじめとする幅広い支援を通じて、外国人留学生が安心して学修を継続できる環境を整備する。【再掲】 ・日本政府(文部科学省)奨学金留学生や外国政府派遣留学生等のスキームを活用し、多様な国・地域からの留学生受入を実施する。	④ ○日タイ産業人材育成協力イニシアティブに基づく留学生受入の情報把握に努める。 ○タイ高専(KMITL)からの本科生及び専攻科生の受け入れを実施する。 ○各学生に「KOSEN Global Camp」の実施を周知して参加を促す。情報収集に努める。

第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
	⑤ 法人本部は、教員や学生の国際交流の際には、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に準じた危機管理措置を講じて安全面への配慮を行う。 各国立高等専門学校においては、外国人留学生の学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組むとともに、法人本部において定期的に在籍管理状況の確認を行う。	⑤ 法人本部は、教員や学生の国際交流の際には、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」に準じた危機管理措置を講じて、海外旅行保険に加入させる等の安全面への配慮を行う。 各国立高等専門学校においては、外国人留学生の学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理に取り組むとともに、法人本部において定期的に在籍管理状況の確認を行う。	⑤ ○高専機構本部が講じる危機管理措置を準拠し、教員や学生の海外渡航情報を把握し、国際交流における安全面の配慮を行い、機構本部との情報共有を図る。 ○外国人留学生の在籍管理について適切に取り組む。 ○教員や学生の国際交流を促進するために、安全面への配慮を重視して、危機管理体制として何が必要なのか調査した上で、危機管理体制を整備する。
【評価指標】 3.3-1 学生の海外活動の実施状況 3.3-2 在校生における外国人留学生比率の状況	—	—	—
4. 業務運営の効率化に関する事項	2. 業務運営の効率化に関する事項	2. 業務運営の効率化に関する事項	
4.1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費を含む人件費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費及びその他の業務経費について、1%の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	2.1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費を含む人件費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標の期間中、毎事業年度につき一般管理費及びその他の業務経費について、1%の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	2.1 一般管理費等の効率化 高等専門学校設置基準により必要とされる最低限の教員の給与費を含む人件費相当額及び各年度特別に措置しなければならない経費を除き、運営費交付金を充当して行う業務については、中期目標期間中、毎事業年度につき一般管理費及びその他の業務経費について、1%の業務の効率化を図る。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。	2.1 一般管理費等の効率化 ○高専機構本部の年度計画及び予算編成方針に基づき、効率化係数に留意しつつ、少ない資源活用の検討など、効果的・戦略的な資源配分を引き続き行うことで教育研究活動、学生活動へ寄与できるよう、本校の予算編成方針を策定する。
4.2 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	2.2 給与水準の適正化 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	2.2 給与水準の適正化 職員の給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	2.2 給与水準の適正化 ○就業規則、給与規則に準拠する。
4.3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。	2.3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。	2.3 契約の適正化 業務運営の効率性及び国民の信頼性の確保の観点から、随意契約の適正化を推進し、契約は原則として一般競争入札等によることとする。 さらに、引き続き「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について(平成27年5月25日総務大臣決定)」に基づく取組を着実に実施することとし、「調達等合理化計画」の実施状況を含む入札及び契約の適正な実施については、監事による監査を受けるとともに、財務諸表等に関する監査の中で会計監査人によるチェックを要請する。また、「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。	2.3 契約の適正化 ○公共料金を除き、契約基準金額以上については一般競争入札等による契約方式で実施し、原則随意契約は行わない。 ○既存の一般競争入札についてもコスト削減等を見据えた仕様の点検・見直しを行い、契約の適正な実施を推進する。 ○「調達等合理化計画」の実施状況をホームページにより公表する。
4.4 情報通信技術を活用した業務の効率化 学生等に対するサービスの提供や教職員の負担軽減及び業務効率化の観点から、デジタル・トランスフォーメーションの活用等に取り組む。その際、「6.3 情報システムの適切な整備・管理及び情報セキュリティについて」を踏まえ適切な整備及び管理を行う。	2.4 情報通信技術を活用した業務の効率化 学生等に対するサービスの提供や教職員の負担軽減及び業務効率化のため、デジタル・トランスフォーメーションを活用した業務改善等を推進する。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	2.4 情報通信技術を活用した業務の効率化 学生等に対するサービスの提供や教職員の負担軽減及び業務効率化のため、デジタル・トランスフォーメーションを活用した各国立高等専門学校の教育における業務の効率化及び教職員の業務効率化等を推進する。その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	2.4 情報通信技術を活用した業務の効率化 ○学生等に対するサービスの提供や教職員の負担軽減及び業務効率化のため、デジタル・トランスフォーメーションを活用した教育における業務の効率化及び教職員の業務効率化等を推進する。
5. 財務内容の改善に関する事項	—	—	—
5.1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や強み・特色の機能強化を後押しするため、透明性・公平性を確保しつつ、各国立高等専門学校の学生活動、外部資金獲得状況等及び学校運営状況に応じた戦略的な予算配分に取り組む。 また、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。	3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 3.1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や強み・特色などの機能強化を後押しするため、学生活動、外部資金獲得状況等及び学校運営状況における教育上の自主性や強み・特色の機能強化を後押しするため、学生活動、外部資金獲得状況等及び学校運営状況に応じた予算配分方針をあらかじめ定め、各国立高等専門学校に周知する等、透明性・公平性を確保した予算配分に努める。 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。	3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 3.1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 理事長のリーダーシップのもと、各国立高等専門学校における教育上の自主性や強み・特色などの機能強化を後押しするため、学生活動、外部資金獲得状況等及び学校運営状況に応じた予算配分方針をあらかじめ定め、各国立高等専門学校に周知する等、透明性・公平性を確保した予算配分に努める。 独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。	3. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 3.1 戦略的な予算執行・適切な予算管理 ○校長のリーダーシップのもと、本校における教育上の自主性や強み・特色の機能強化を後押しするため、当初予算配分など、教職員に対し、総務委員会、教員会等を通じて周知する等、透明性・公平性を確保した予算配分に努める。また、予算配分にあたっては、以下の取組等を実施する。 ・校長のリーダーシップを発揮するための校長裁量経費の活用 ・各教員への基盤教育研究経費に貢献ポイントによるインセンティブ経費を加算 なお、運営費交付金の会計処理については、高専機構本部の指示の下、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
5. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携活動の推進等を通じた外部資金等自己収入の在り方を検討するとともに、その拡充を図ることにより、財政基盤を強化する。	3. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携活動の推進等を通じた外部資金等自己収入の在り方を検討するとともに、その拡充を図ることにより、財政基盤を強化する。また、地域等の産学官との連携強化により、共同研究、受託研究等を促進し、外部資金の獲得に努めるとともに、教育研究環境の維持・向上を図るため、卒業生、同窓会等との連携を強化した広報活動を行い、寄附金の獲得に努める。	3. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 社会連携活動の推進等を通じ、共同研究、受託研究等を促進し、外部資金の獲得の増加を図る。また、高等専門学校の地元自治体や卒業生が就職した企業、同窓会等との交流を図り、より効果的な寄附金の獲得につながる取組を行う。 さらに、法人本部及び各国立高等専門学校のホームページにおける寄附案内ページの改修や寄附者にとって利便性の高い決済手段の導入等により、寄附金の募集方法の改善を図る。	3. 2 外部資金、寄附金その他自己収入の増加 ○社会連携活動の推進等を通じ、共同研究、受託研究、受託事業、奨学寄附金、科学研究費助成事業及びその他の外部資金の獲得に積極的に取り組み、獲得額の増加により自己収入を確保に努める。 ○寄附金等外部資金獲得につながる取組として、地域コンソーシアムの交流企画を実施する。 ○寄附金については、ホームページの改修とともに利便性の高い決済方法を導入し、卒業生や企業等へ案内を行い広く周知に努める。 ○自己収入については、学生定員を充足し、入学科・授業料等の学納金収入を確保する。
	3. 3 予算 別紙1	3. 3 予算 別紙1	3. 3 予算 ○高専機構本部からの予算示達による当初配分、追加配分等により予算編成を行う。
	3. 4 収支計画 別紙2	3. 4 収支計画 別紙2	3. 4 収支計画 ○当初予算配分、追加配分等を通じて年間予算計画を立て高専機構本部に準じた収支計画を実行する。
	3. 5 資金計画 別紙3	3. 5 資金計画 別紙3	3. 5 資金計画 ○当初予算配分、追加配分等を通じて年間資金計画を立て高専機構本部に準じた資金計画を実行する。
	4. 短期借入金の限度額 4-1短期借入金の限度額 157億円	4. 短期借入金の限度額 4. 1 短期借入金の限度額 157億円	4. 短期借入金の限度額 4. 1 短期借入金の限度額 ○該当なし
	4-2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。	4. 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れの遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入することが想定される。	4. 2 想定される理由 ○該当なし
	5. 不要財産の処分に関する計画 以下の不要財産について、譲渡又は現物を国庫に納付する。 ①函館工業高等専門学校 湯川町団地(北海道函館市湯川町2丁目40番2)2,118.70㎡ 梁川町団地(北海道函館市梁川町13番10)912.75㎡ 花園町団地(北海道函館市花園町27番13)1,164.14㎡ ②福島工業高等学校 下平窪団地(福島県いわき市平下平窪字鍛冶内30番2、30番7)1,500.44㎡ 桜町団地(福島県いわき市平字桜町4番1)479.05㎡ ③長野工業高等学校 黒姫団地(長野県上水内郡信濃町大字野尻字黒姫山3884-6)8,547.00㎡ ④沼津工業高等学校 香貫宿舍団地(静岡県沼津市南本郷町569番、570番)287.59㎡ ⑤舞鶴工業高等学校 大波団地(京都府舞鶴市宇大波上小字滝ヶ浦1112番)453.90㎡ ⑥徳山工業高等学校 御弓町団地(山口県周南市大字徳山字上御弓丁4197番1)1,321.37㎡ 周南住宅団地(山口県周南市周陽三丁目21番2)1,310.32㎡ ⑦有明工業高等学校 宮原団地(福岡県大牟田市宮原町一丁目270番)2,400.54㎡ 正山71団地(福岡県大牟田市正山町71番2)284.31㎡ ⑧熊本高等専門学校 平山宿舍団地(熊本県八代市平山新町字西新開3142番1)2,773.00㎡ 新開宿舍団地(熊本県八代市新開町参号3番94)1,210.26㎡ ⑨釧路工業高等学校 鳥取宿舍団地(北海道釧路市鳥取北7丁目6番7)949.34㎡ ⑩木更津工業高等学校 祇園宿舍団地(千葉県木更津市清見台東2丁目19番8号)1,735㎡ ⑪佐世保工業高等学校 瀬戸越団地(長崎県佐世保市瀬戸越1丁目1945番13)298.44㎡ 黒髪団地(長崎県佐世保市黒髪町105番1、105番9)678.82㎡ 天神団地(長崎県佐世保市天神5丁目988番8)725.8㎡ ⑫沖縄工業高等学校 宇茂佐団地(沖縄県名護市宇宇茂佐大増原773番7、773番10、773番11、804番6、804番7)3,818.04㎡	5. 不要財産の処分に関する計画 以下の重要な財産について、速やかに現物を国庫に納付する。 ①函館工業高等専門学校 湯川町団地(北海道函館市湯川町2丁目40番2)2,118.70㎡ 梁川町団地(北海道函館市梁川町13番10)912.75㎡ 花園町団地(北海道函館市花園町27番13)1,164.14㎡ ②釧路工業高等学校 鳥取宿舍団地(北海道釧路市鳥取北7丁目6番7)949.34㎡ ③木更津工業高等学校 祇園宿舍団地(千葉県木更津市清見台東2丁目19番8号)1,735㎡ ④長野工業高等学校 黒姫団地(長野県上水内郡信濃町大字野尻字黒姫山3884-6)8,547.00㎡ ⑤沼津工業高等学校 香貫宿舍団地(静岡県沼津市南本郷町569番、570番)287.59㎡ ⑥舞鶴工業高等学校 大波団地(京都府舞鶴市宇大波上小字滝ヶ浦1112番)453.90㎡ ⑦徳山工業高等学校 御弓町団地(山口県周南市大字徳山字上御弓町4197番1)1,311.35㎡ 周南住宅団地(山口県周南市周陽三丁目21番2)1,310.32㎡ ⑧有明工業高等学校 宮原団地(福岡県大牟田市宮原町一丁目270番)2,400.54㎡ 正山71団地(福岡県大牟田市正山町71番2)284.31㎡ ⑨佐世保工業高等学校 瀬戸越団地(長崎県佐世保市瀬戸越1丁目1945番13)298.44㎡ 黒髪団地(長崎県佐世保市黒髪町105番1、105番9)678.82㎡ 天神団地(長崎県佐世保市天神5丁目988番8)725.8㎡ ⑩熊本高等専門学校 平山宿舍団地(熊本県八代市平山新町字西新開3142番1)2,773.00㎡ 新開宿舍団地(熊本県八代市新開町参号3番94)1,210.26㎡ ⑪沖縄工業高等学校 宇茂佐団地(沖縄県名護市宇宇茂佐大増原773番7、773番10、773番11、804番6、804番7)3,818.04㎡	5. 不要財産の処分に関する計画 ○該当なし
	6. 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、教育研究活動の充実、学生の福利厚生の充実、産学連携の推進などの地域貢献の充実及び組織運営の改善のために充てる。	6. 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合には、教育研究活動の充実、学生の福利厚生の充実、産学連携の推進などの地域貢献の充実及び組織運営の改善のために充てる。	6. 剰余金の使途 ○該当なし

第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
	④ 以下に掲げる方策をそれぞれ又は組み合わせて実施することにより、多様かつ優れた教員を確保するとともに、教員の教育研究力の向上を図る。 ・専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、博士の学位を有する者を掲げることを原則とする。【再掲】 ・企業や大学に在職する人材など多様な教員を配置するため、クロスアポイントメント制度を推進する。【再掲】 ・ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム(育児等のライフイベントにある教員が他の国立高等専門学校で勤務できる制度)等の取組を実施する。【再掲】 ・外国人教員の採用を進めるため、外国人教員の積極的な採用を行った国立高等専門学校への支援を充実する。【再掲】	④-1 専門科目担当教員の公募において、応募資格の一つとして、教育に熱意がある者及び博士の学位を有する者を掲げることを原則とするよう、各国立高等専門学校に周知する。【再掲】	④-1 ○専門科目担当教員の公募においては、教育に熱意がある者及び博士の学位を有する者を掲げる。【再掲】
		④-2 クロスアポイントメント制度の実施を推進する。【再掲】	④-2 ○企業や大学に在職する人材など多様な教員の配置を可能とするため、クロスアポイントメント制度の実施に向けて検討を進める。【再掲】
		④-3 ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。 また、女性研究者等キャリア支援事業などの実施により女性教員の働きやすい環境の整備を進める。【再掲】	④-3 ○広島大学の推進する「産学官ダイバーシティ推進連絡会」に共同機関として参加し、メンバー機関職員を対象とした支援事業等を随時紹介している。【再掲】 ○ライフステージに応じた柔軟な勤務時間制度や同居支援プログラム等の取組を実施する。【再掲】 ○女性研究者支援プログラムの実施により女性教員の働きやすい環境の整備を進める。【再掲】
		④-4 外国人教員を積極的に採用した国立高等専門学校への支援を行う。【再掲】	④-4 ○外国人教員がこれまで以上に活躍できる場を広げるとともに、外国人教員の積極的採用を検討する。【再掲】
		④-5 シンポジウム、研修会等を通じて、男女共同参画やダイバーシティに関する意識啓発を図る。	④-5 ○男女共同参画やダイバーシティに関するシンポジウム、研修会等を教職員全員に周知し、参加者を募り、意識啓発を図る。
	⑤ 教職員について、国立高等専門学校幹部人材育成を視野に入れ、個人の事情にも配慮しつつ、機構のスケールメリットを活かした積極的な人事交流を進め多様な人材の育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を図る。また、教職員の人事交流の更なる活発化を図るための仕組みを構築する。	⑤ 国立高等専門学校幹部人材育成を視野に入れ、個人の事情にも配慮しつつ、機構のスケールメリットを活かした教職員の積極的な人事交流を進め、多様な人材育成を図るとともに、各種研修を計画的に実施し資質の向上を推進する。また、教職員の人事交流の更なる活発化を図るための仕組みを拡充する。	⑤ ○教職員の各種研修を計画的に実施し資質の向上を推進する。 ○引き続き他高専や国立大学法人との人事交流を推進する。
	(2)人質に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させつつ業務の効率化を図り、適切な人員配置に取り組むとともに、事務のIT化等により中期目標期間中の常勤職員の抑制に努める。	(2)人質に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させつつ業務の効率化を図り、適切な人員配置に取り組むとともに、事務のIT化等により中期目標期間中の常勤職員の抑制に努める。	(2)人質に関する指標 ○常勤職員について、その職務能力の向上を図りつつ、本校の実情に即した人員配置に努める。
	(参考1) ア 期初の常勤職員数 6,500 人 イ 期末の常勤職員数の見込み 6,500 人以内 期末の常勤職員数については見込みであり、今後、各国立高等専門学校が有する強み・特色を踏まえた教育水準の維持向上を図りつつ、業務運営の効率化を推進する観点から人員の適正配置に関する目標を検討し、これを策定次第明示する。		-
	(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 234,140 百万円 ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。		-

第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
6. 3 情報システムの適切な整備・管理及び情報セキュリティについて 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、法人が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。	7. 3 情報システムの適切な整備・管理及び情報セキュリティについて 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。 また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、法人が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。 加えて、情報セキュリティインシデントに対して、インシデント内容並びにインシデント対応の情報共有を速やかに行い、再発防止を行うとともに、初期対応徹底のための「すぐやる3箇条」を継続する。情報セキュリティインシデント予防及び被害拡大を防ぐための啓発を行う。	7. 3 情報セキュリティについて 情報システムの適切な整備及び管理並びに情報セキュリティの確保を目的として、以下の事項を進める。 ① 法人のプロジェクト管理組織(PMO)として位置付けた情報戦略推進本部を中心に、情報システムの最適化に取り組む。	7. 3 情報セキュリティについて 情報システムの適切な整備及び管理並びに情報セキュリティの確保を目的として、以下の事項を進める。 ○情報戦略推進本部の指示に従い、情報システムの最適化作業を実施する。 ○本校独自に設置して運用している情報システムについて、適宜点検と見直しを行う。
		② 法人のデジタル・トランスフォーメーションに持続的に取り組むため、各国立高等専門学校の情報担当者を対象とした研修を進め、人材確保を図る。	② ○機構本部主催の情報担当者研修会等に参加し、人材育成及び人材確保を図る。
		③ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に基づき制定する法人のサイバーセキュリティポリシー対策規則等に則り、法人が行う情報セキュリティ監査及び内閣サイバーセキュリティセンターが実施する監査の結果を評価し、必要な対策を講じる。	③ ○本年度実施予定の情報セキュリティ監査の結果を踏まえ、指摘事項等に対して必要な対策を講じる。
		④ 全教職員の情報セキュリティの意識向上を図るため、情報セキュリティ教育及びインシデント対応訓練等を実施する。また、管理職を対象とした情報セキュリティトップセミナーなど、職責等に応じて必要となる情報セキュリティ教育を計画的に実施する。	④ ○全教職員の情報セキュリティの意識向上を図るため、機構本部の指示に従い、情報セキュリティ教育及びインシデント対応訓練等を実施する。また、管理職を対象とした情報セキュリティトップセミナーなど、職責に応じた研修を受講させる。
		⑤ 複雑化する情報セキュリティリスクに対応するために、最高情報セキュリティ責任者(CISO)及び各国立高等専門学校の有識者からなる情報戦略推進本部情報セキュリティ部門が連携し、今後の情報セキュリティ対策等を進める。	⑤ ○機構最高情報セキュリティ責任者(CISO)及び情報戦略推進本部からの連絡に基づき、適切に情報セキュリティ対策を実施する。
		⑥ 国立高等専門学校機構CSIRT(KOSEN-CSIRT)が中心となり、各国立高等専門学校にインシデント内容及びインシデント対応の情報共有を行うとともに、初期対応徹底のために「すぐやる3箇条」の周知を継続して行い、情報セキュリティインシデントの予防及び被害拡大を防ぐための啓発を実施する。	⑥ ○高専機構CSIRTから提供されるインシデント内容及びインシデント対応の情報共有を行うとともに、初期対応徹底のために「すぐやる3箇条」の周知を継続して行い、情報セキュリティインシデントの予防及び被害拡大を防ぐための啓発を実施する。
6. 4 内部統制の充実強化 理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現する。また、学校運営及び教育活動の自主性・自律性や各国立高等専門学校の特徴を尊重しつつ、機構が実施する各種会議、その他主要な会議や研修等を組織的・効率的に実施することにより、法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化する。これらが有効に機能していること等について内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事による監査機能を強化する。	7. 4 内部統制の充実強化 ① 理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するため、役員会・企画委員会や校長・事務部長会議その他の主要な会議や各種研修等を通じ、法人としての課題や方針の共有化を図るとともに、学校運営及び教育活動の自主性・自律性や各国立高等専門学校の特徴を尊重するため、各種会議を通じ、各国立高等専門学校の意見等を聞く。また、必要に応じ機動的に、WEB会議システムを活用した役員会の開催を行う。	7. 4 内部統制の充実・強化 ①-1 理事長のリーダーシップのもと、機構としての迅速かつ責任ある意思決定を実現するため、必要に応じ機動的に、WEB会議システムを活用した役員会の開催を行う。	7. 4 内部統制の充実・強化 ①-1 ○校長のリーダーシップのもと、機構の一員として迅速かつ責任ある意思決定を実現するため、校長・主事等で構成する総務委員会、教員会等の会議を定期的に行い、教職員の意思統一を図る。また、必要に応じ機動的に、WEB会議システムを活用する。
		①-2 役員会・企画委員会や校長・事務部長会議その他の主要な会議や各種研修等を通じ、法人としての課題や方針を共有する。	①-2 ○校長・事務部長会議や理事長ヒアリング等を通して法人としての課題や方針の共有化を図るとともに、教員会を通じて教職員に周知する。 ○総務委員会、その他の主要な会議や各種研修等を通じ、本校としての課題や方針について学内での共有化を図る。
		①-3 学校運営及び教育活動の自主性・自律性や各国立高等専門学校の特徴を尊重するため、各種会議や、理事長と各国立高等専門学校長との面談を通じ、各国立高等専門学校の意見等を聞く。	①-3 ○高専機構本部主導の各種会議において、本校の学校運営及び教育活動の方針などに関する意見等を積極的に発信する。
	② 法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化するため、理事長と各国立高等専門学校長との面談等を毎年度実施するとともに、リスクマネジメントを徹底するため、事案に応じ、法人本部及び国立高等専門学校が十分な連携を図りつつ対応する。	②-1 法人全体の共通課題に対する機構のマネジメント機能を強化するため、理事長と各国立高等専門学校長との面談等を実施する。	②-1 ○理事長との面談を通じて、法人全体の共通課題を掌握するとともに、日頃から十分な連携を図る。

第5期中期目標	第5期中期計画	令和8年度 法人本部 年度計画	令和8年度 呉工業高等専門学校 年度計画
		②-2 法人本部が作成した、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンスに関するセルフチェックリストの活用や、各国立高等専門学校の教職員を対象とした階層別研修等により教職員のコンプライアンス意識の向上を行う。	②-2 ○職員を対象とした階層別研修等により教職員のコンプライアンスの向上を行う。 ○コンプライアンスに関するセルフチェックを実施する。 ○コンプライアンス意識向上に関する各種研修会へ参加する。
		②-3 事案に応じ、法人本部と国立高等専門学校が十分な連携を図り、速やかな情報の伝達・対策などを行う。	②-3 ○理事長ヒアリングを通して、機構本部と本校における運営方針の共有化を図る。 ○事案に応じ、機構本部と十分な連携を図り、速やかな情報の伝達・対策などを行う。
	③ これらが有効に機能していること等について、内部監査等によりモニタリング・検証するとともに、公正かつ独立の立場から評価するために、監事への内部監査等の結果の報告、監事を支援する職員の配置などにより、監事による監査機能を強化する。	③ これらを有効に機能させるために、内部監査及び各国立高等専門学校の相互監査については、時宜を踏まえた監査項目の見直しを行い、発見した課題については情報を共有し、速やかに対応を行う。また、内部監査等の結果を監事に報告するとともに、監事を支援する職員の配置などにより効果的に監査が実施できる体制とするなど監事による監査機能を強化する。なお、監事監査結果について随時報告を行う。	③ ○本校内で行う内部監査、高専間相互会計監査のいずれも高専機構本部の通知・マニュアルに沿って適切に実施するとともに、必要に応じて関係各所への情報共有、監査項目の見直しを行う。
	④ スケールメリットを活かしマネジメント機能の強化を図るため、法人全体の共通課題等を踏まえ、必要に応じ各種規程・ガイドライン及びマニュアル等の見直しを行う。法人共通の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「公的研究費等不正防止計画」に基づく取組の実施、また、必要に応じ適切に取組内容を見直すことにより、組織全体として、不正を事前に防止する体制や不正を発生させない組織風土を形成する。	④ 法人化以降整備を行ってきた各種規程・ガイドライン・マニュアル等について、法人全体の共通課題を踏まえ、必要に応じ見直しを行う。 法人共通の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「公的研究費等不正防止計画」に基づく取組の実施、また、必要に応じ適切に取組内容を見直すことにより、組織全体として、不正を事前に防止する体制や不正を発生させない組織風土を形成する。	④ ○機構規則・ガイドライン・マニュアル等の見直し及び改正等が行われた場合は、教職員に十分に周知を図るとともに、その内容に沿った適切な業務運営を行う。 ○本校作成の公的研究費使用マニュアルの見直しを行い、必要に応じて随時更新する。
	⑤ 各国立高等専門学校において、機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、個別の年度計画を定めることとする。なお、その際には、各国立高等専門学校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。	⑤ 各国立高等専門学校において、機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、個別の年度計画を定める。また、その際には、各国立高等専門学校及び各学科の特性に応じた具体的な成果指標を設定する。	⑤ ○機構の中期計画及び年度計画を踏まえ、本校の令和8年度の年度計画を策定する。
	(別紙1) 略	(別紙1) 略	—
	(別紙2) 略	(別紙2) 略	—
	(別紙3) 略	(別紙3) 略	—